

～事業者の皆様へ～

川口市の盛土規制法に関する重要なお知らせ

川口市では、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく規制区域が令和7年5月26日（月）に指定され、規制が開始されます。

1 盛土規制法に基づく届出

規制区域内で、**規制が開始される前に着手**された一定規模以上の盛土、切土及び一時的な土石の堆積（盛土等）については、**届出の提出が必要**です。

届出提出期間 ※ 1

令和
7年

5/26 月 ▶ 6/16 月

※ 1 盛土規制法第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、規制区域の指定があった日から 2 1 日以内に、所定の様式で川口市に届出を提出する必要があります。

着手とは・・・

設計図書と照合するための杭の設置や地盤の掘削など、土地の形質変更を伴うもの。

労務者の雇入れや資材の準備等は着手とは解さない。

2 盛土規制法の規制区域

川口市では、全域において宅地造成等工事規制区域に指定します。
詳しくは市のホームページをご確認下さい。



3 届出が必要な盛土等の規模

【土地の形質の変更（盛土・切土）】

要件	①盛土で高さが1m超の崖*を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）	⑤盛土または切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

*「崖」…地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの
【一時的な土石の堆積】

要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

4 届出の提出

届出については、盛土規制法施行規則第 5 2 条に基づき、所定の様式に必要書類を添付し、**正本 1 部・副本 1 部（合計 2 部）**を開発審査課まで提出して下さい。様式は市のホームページからダウンロードできます。書類の記載方法については、別紙「工事の届出書の留意事項と添付書類」をご確認ください。

5 届出内容の公表

提出された届出の内容については、盛土規制法施行規則第54条の規定に基づき、以下の事項がホームページで公表されます。

- ・宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の位置図
- ・工事の届出年月日、工事施行者の氏名又は名称、工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- ・盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

6 区域指定日をまたぐ工事の対応

規制区域指定前 ←		規制区域指定日 令和7年5月26日	→ 規制区域指定後	盛土規制法の適用
工事着手	→		工事完了	盛土規制法の適用なし
工事着手	→		届出期間 (21日以内) → 6/16	盛土規制法の届出が必要 (許可・検査等は不要)
			工事着手 →	工事着手までに盛土規制法の許可が必要

※いずれも「3 届出が必要な盛土等の規模」に該当する場合

7 よくある質問

- Q1 昔から継続して工事を実施している。届出を提出する必要はあるか
A1 「3 届出が必要な盛土等の規模」の事業は届出の提出が必要です。
- Q2 砂利採取法に基づく事業を実施しているが、届出の提出は必要か
A2 不要です。災害の発生する恐れがない事業として、政令第5条及び省令第8条で定められた工事は、届出を提出する必要はありません。
- Q3 指定日前に事業を計画したが、まだ着手していない。届出の提出は必要か
A3 届出の提出は不要ですが、「3 届出が必要な盛土等の規模」の事業については、盛土規制法の許可が必要です。
- Q4 指定日前に土砂条例の許可を受けている。届出を提出する必要はあるか
A4 工事に着手している「3 届出が必要な盛土等の規模」の事業は、届出の提出が必要です。工事に着手していない場合は届出の提出は不要ですが、盛土規制法の許可を受ける必要があります。
- Q5 指定日前に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可（開発許可）を受けている。届出を提出する必要はあるか
A5 工事に着手している「3 届出が必要な盛土等の規模」の事業は、届出の提出が必要です。工事に着手していない場合は届出の提出は不要ですが、盛土規制法の許可を受ける必要があります。

【問合せ】

川口市 都市計画部 開発審査課

電話：048-242-5319

FAX：048-285-2003

メール：120.04000@city.kawaguchi.lg.jp

※詳細は市ホームページをご確認ください。

川口市 盛土規制法

検索

市ホームページ▶



【宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書】

様式		留意事項
<p>様式第十五 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>(あて先) 川口市長</p> <p>工事主 住所 氏名</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項} {第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け出ます。</p> <p>記</p>		<p>工事の実施主体の者の住所・氏名を記載すること（押印不要）。</p> <p>工事を現地で実際に施工している者の住所・氏名を記載すること。</p> <p>工事を実施している土地のすべての地番を記載すること。緯度・経度については、工事をしている土地の中で、面積が最大である地番を代表地点として記載すること。</p> <p>平地盛土 勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの 腹付け盛土 勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの 谷埋め盛土 谷や沢を埋め立てて行う盛土</p> <p>盛土の再下端から最上端まで又は切土の再上端から再下端までの垂直高さを記載すること。 盛土と切土を同時に行う場合は、切土の再上端から盛土の再下端までの垂直高さを記載すること。</p> <p>盛土又は切土をする前後の地盤面の高さが 30cm を超える部分の面積を記載すること。</p> <p>盛土又は切土の総土量を記載すること。場内で土砂を移動する場合は、切土と盛土双方に土量を記載すること。</p> <p>工事に着手した日、完了予定年月日を記載すること。</p> <p>予定通りか、遅延しているかを記載すること。遅延している場合は、その対策も記載すること。</p>
1 工事施行者住所氏名		
2 工事をしている土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
3 工事をしている土地の面積	平方メートル	
4 盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5 盛土又は切土の高さ	メートル	
6 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
7 盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル	
	切土 立方メートル	
8 工事着手年月日	年 月 日	
9 工事完了予定年月日	年 月 日	
10 工事の進捗状況		
<p>[注意]</p> <p>1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p>		

※盛土等の規模が、以下に示す規模を超える場合は、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真の提出が必要です。

- ①盛土で高さ2m超の崖ができる工事
- ②切土で高さ5m超の崖ができる工事
- ③盛土と切土を同時に行い高さ5m超の崖ができる工事
- ④盛土で高さ5m超の工事(①、③以外)
- ⑤①～④以外で盛土又は切土を行う土地の面積3,000㎡超の工事(高さ30cm超の盛土又は切土に限る)

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は2mの標高差を表示
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	

工事の届出書の留意事項と添付書類
【土石の堆積に関する工事の届出書】

【参考資料】

様式		留意事項																		
<p>様式第十六</p> <p style="text-align: center;">土石の堆積に関する工事の届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 川口市長</p> <p style="text-align: right;">工事主 住所 氏名</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項 第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"> <tr> <td>1 工事施行者住所氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 工事を行っている土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)</td> <td>(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)</td> </tr> <tr> <td>3 工事を行っている土地の面積</td> <td>平方メートル</td> </tr> <tr> <td>4 土石の堆積の最大堆積高さ</td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td>5 土石の堆積を行う土地の面積</td> <td>平方メートル</td> </tr> <tr> <td>6 土石の堆積の最大堆積土量</td> <td>立方メートル</td> </tr> <tr> <td>7 工事着手年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>8 工事完了予定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>9 工事の進捗状況</td> <td></td> </tr> </table> <p>[注意]</p> <p>1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p>		1 工事施行者住所氏名		2 工事を行っている土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	3 工事を行っている土地の面積	平方メートル	4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	6 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	7 工事着手年月日	年 月 日	8 工事完了予定年月日	年 月 日	9 工事の進捗状況		<p>工事の実施主体の者の住所・氏名を記載すること(押印不要)。</p> <p>工事を現地で実際に施工している者の住所・氏名を記載すること。</p> <p>工事を実施している土地のすべての地番を記載すること。緯度・経度については、工事を行っている土地の中で、面積が最大である地番を代表地点として記載すること。</p> <p>土石を堆積する高さの最大値を記載すること。</p> <p>土石を堆積する面積の最大値を記載すること。</p> <p>土石を堆積する土量の最大値を記載すること。</p> <p>工事に着手した日、完了予定年月日を記載すること。</p> <p>予定通りか、遅延しているかを記載すること。遅延している場合は、その対策も記載すること。</p>
1 工事施行者住所氏名																				
2 工事を行っている土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)																			
3 工事を行っている土地の面積	平方メートル																			
4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル																			
5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル																			
6 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル																			
7 工事着手年月日	年 月 日																			
8 工事完了予定年月日	年 月 日																			
9 工事の進捗状況																				

※盛土等の規模が、以下に示す規模を超える場合は、**次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真の提出が必要**です。

⑥一時的な土石の堆積で、最大堆積時に高さ5m超かつ面積1,500㎡超の工事又は面積3,000㎡超の工事(高さ30cm超の堆積に限る)

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は2mの標高差を表示
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	